

入学のご案内

入学者ハンドブック



※この冊子に記載している内容は変更する場合があります。
変更がある場合は、BLEND でお知らせいたします。

聖徳学園小学校

目 次

I. 教育目標	1
II. お誓ひ三か条（児童の目標）	1
III. 教育課程表	1
IV. 日々の通学	2
1. 登校時間	2
2. 通学	2
3. 持ち物	2
4. 服装	3
V. 学校生活	4
1. 日課時限表（通常時）	4
2. 主な行事予定（通常時）	5
VI. 学校から家庭へ	6
1. 欠席・遅刻・早退	6
2. 忌引	6
3. 見学	6
4. 住所・電話番号・氏名等の変更	6
5. 子どもの人権保護への取り組み	6
VII. 学校伝染病と出席停止期間について	7
VIII. その他	8
1. 『日本スポーツ振興センター』災害共済給付制度加入について	8
2. BLEND について	8
3. 登下校メール配信サービスについて	8
4. 学費について	8
5. 登下校安全カード	8
6. 予防接種について	9
7. 学校への連絡について	9
8. 知能テストについて	9
9. アフタースクールについて	9
10. 課外教室について	9
11. 聖徳学園中学校 内部推薦入学について	10
12. 保護者の「入校証」着用について	10
IX. 入学までに身につけておいてほしいこと	11
1. 基本的な生活習慣を身につける	11
2. 社会的なルールを身につける	11
聖徳学園小学校学則（抜粋）	12
学校のきまり	14

I. 教育目標

お子さんが、これからの変化の激しい時代に対応し、幸せな人生が歩んでいけるよう、また自分の強みを活かしていけるよう、個性的で創造的知能に優れた人間を育てています。

- 一人ひとりの個性を育てる
- 知能を伸ばし、創造性豊かな人間性を育てる
- 正しい心、優しい心、たくましい心を育てる

この明確な教育目標を達成するために、長年のノウハウとメソッドのもと教育活動を行っています。

本学では知育だけではなくお子さんの心を育て、非認知能力（主体性、社会性、忍耐力、持続力など）を高めていくことを重視しています。この教育方針へのご理解とご協力をお願いいたします。

II. お誓い三か条（児童の目標）

- 一、われわれは 未来をひらく戦士となり 新しい世界を 開拓します
- 一、われわれは 恥と涙をわきまえて 光明正大に 行動します
- 一、われわれは 祖国の伝統を重んじ 祖国と人類のために つくします

III. 教育課程表

教 科	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
国 語	7	7	6	6	6	6
数 学	6	6	6	5	5	5
英 語	1	2	2	2	3	3
理 科	2	2	3	3	3	3
地 理	0	0	2	2	2	0
歴 史	0	0	0	1	2	3
知能訓練	2	2	2	2	0	0
体 育	2	2	2	2	2	2
美 術	2	2	2	2	1	2
音 楽	2	2	2	2	1	1
家 庭	0	0	0	0	1	1
特別研究	0	0	0	0	2	2
特別活動	1	1	1	2	1	1
朝礼・道徳	1	1	1	1	1	1
総 数	26	27	29	30	30	30

Ⅳ. 日々の通学

1. 登校時間

- ◆午前7時45分から8時25分までに登校。

2. 通 学

- ◆電車通学者は、学校から武蔵境駅まで、学校指定の通学路を通ります。
(1年生の1学期間は学級担任が駅まで下校指導を実施)
- ◆定期券を忘れた時、途中で紛失した時に、どうすればよいか話し合っておいてください。
- ◆見知らぬ人に誘われた時、また突発的な事故などにあった時に、どうすればよいか話し合っておいてください。
- ◆登下校の途中で寄り道をさせないようにしてください。
やむを得ない場合は、あらかじめ学級担任に連絡してください。
- ◆登下校の際の交通安全や公共の場・車内におけるマナーについては、繰り返しご指導ください。
- ◆登下校中の飲食は禁止しております。
- ◆自転車通学は禁止しております。
* 登下校のルールが極端にマナーが守れない場合、保護者の送り迎えをお願いしています。

3. 持ち物

- ◆毎日持って来る物
筆記用具・ハンカチ・ポケットティッシュ・弁当
- ◆学校に置いておく物
教科書等教材類・文房具類（当面必要な物は学校で一括購入）
防災ずきん・学習着・体操着・上履き
* 学習着・体操着・上履きは、定期的に持ち帰り洗濯していただきます。
- ◆持って来てはいけない物
必要（片道の交通費・電話代程度）以上のお金・カッターナイフ
自分で管理できない物・学校が持ってきてはいけないと指定した物
* Suicaなどの交通系ICカードのチャージ金額が高額にならないようご配慮ください。
- ◆記 名
児童の全ての持ち物には必ず名前を記入してください。

◎お子さんが自分自身でできるようになるまで、ご家庭でも十分ご指導くださるようお願いします。

4. 服 装

男女とも下記のように決められています。常に制服を着用して登校してください。

制服は夏冬兼用ですが、下記のとおり5月15日付近の月曜日から、10月14日付近の週末までは上着は着用しなくてもよいことになっています。具体的な日にちに関しては、学校便り等でお知らせします。

《学校规定用品》

	冬用（10月15日頃～5月14日頃）	夏用（5月15日頃～10月14日頃）
制服	◇上着 ◇男子：半ズボン（高学年は長ズボンも可） 女子：スカート ◇白のワイシャツ ◇男子：ネクタイ・女子：リボン着用 ◇制帽（黒）：1～3年生 着用 4～6年生 任意	《ネクタイ・リボン着用期間》 ◇上着無し（寒い時は着用可） ◇男子：半ズボン・女子：スカート ◇白のワイシャツ ◇男子：ネクタイ・女子：リボン ◇白のピケ帽：全学年 《ネクタイ・リボンなし期間》 ◇上着無し ◇男子：半ズボン・女子：スカート ◇半袖白ボタンダウンシャツ（指定） ◇白のピケ帽：全学年
学習着	◇上着（長袖・水色） ◇半ズボン（紺）〈体操着と兼用〉 ※寒い時は、ジャージ下（紺）も可	◇上着（半袖・水色） ◇半ズボン（紺）〈体操着と兼用〉 ※寒い時は、ジャージ下（紺）も可
体操着	◇白色の半袖 ◇半ズボン（紺） ※寒い時は、ジャージ上下（紺）も可	◇白色の半袖 ◇半ズボン（紺） ※寒い時は、ジャージ上下（紺）も可
カバン	◇入学時に指定のカバン（ランドセル）を購入していただきます。	
その他	◇セーター（長袖）・ベスト：紺色・指定 ◇コート類・上履き：指定 ◇靴：運動靴が好ましい ◇靴下：白・紺・黒色の無地	

《上記規定服装の取扱店》

- 三越伊勢丹 …………… 制服・カバン・ボタンダウンシャツ
○校内売店（ハシモト） …… 学習着・体操着・上履き
ワイシャツ・ボタンダウンシャツ

V. 学校生活

1. 日課時限表（通常時）

曜 日	月・火・木・金	水
登校時間	7：45～8：25	7：45～8：25
朝のモジュール	8：25～8：40	
朝のホームルーム	8：40～8：50	8：25～8：40
第1・2時限	8：55～10：35	8：40～10：05
第3・4時限	10：45～12：25	10：15～11：55
昼食・休憩	12：25～13：05	11：55～12：40
掃 除	13：10～13：25	な し
第5・6時限	13：30～15：10	12：45～14：25
帰りのホームルーム	15：15～15：30	14：30～14：45
* 最終下校時刻	1～3年生：15：30 4～6年生：16：00	全学年：15：00

《注》（1）上記は標準時程で、行事や会議開催日によって若干変更します。

4月に配布される時間割でご確認ください。

（2）授業時間は45分授業か、連続90分授業になります。授業後に休憩があります。

（3）* 最終下校時刻は、学級解散をした後、校内で遊ぶことのできる最終時刻で、学級が解散する時刻とは異なります。

（1年生が放課後遊べるのは2学期以降となります。）

（4）朝は7時45分より前に登校することはできません。

（5）1年生は、2学期より毎週水曜日が6時限授業となります。

（6）毎日、弁当持参になります。なお、校内食堂の日替わり弁当とハンバーガーを『BLEND』で8時45分までに注文することが可能です。

2. 主な行事予定（通常時）

◇ 詳細は入学式後にお知らせします。

学期	月日	行 事	学期	月日	行 事
1 学 期	4月上旬	始業式 入学式 新入生を迎える会	2 学 期	9月1日	始業式・防災訓練
	4月中旬	学力テスト（2～6年生）		9月上旬	自由研究展
	4月下旬	健康診断 避難訓練 授業参観及び懇談会		9月中旬	校外授業
	5月22日	創立記念日（休校）		9月下旬	授業参観（オープンスクール形式）
	5月中旬	中間テスト 校外授業 交通安全教育・JR 交通安全指導		10月上旬	運動会
	5月下旬	修学旅行（6年生）		10月下旬	中間テスト・ 実力テスト（4年生以上） 中学年ゲーム大会 学園合同避難訓練
	6月上旬	高学年ゲーム大会		11月上旬	入学考査
	6月中旬	公開研究発表会		11月下旬	新入生プレ入学 聖徳祭
	7月上旬	期末テスト		12月上旬	期末テスト
	7月中旬	クラス懇談会 評価面接（保護者面接）		12月下旬	評価面接（保護者面接） 終業式
	7月下旬	終業式 林間学校（3・5・6年生） イングリッシュキャンプ（4年生）	3 学 期	1月6日	二十歳の集い
	8月中旬	オーストラリア国際交流の旅 （4～6年生希望者）		1月7日	始業式
				1月上旬	百人一首大会
				2月上旬	低学年ゲーム大会 新入生プレ入学 スキー学校（3年生～5年生）
				2月中旬	授業参観及び懇談会
				2月下旬	学力テスト（6年生）
				3月上旬	期末テスト
				3月中旬	卒業生を送る会 年度末懇談会
				3月下旬	終業式・卒業式

Ⅵ. 学校から家庭へ

1. 欠席・遅刻・早退

- ◆欠席・遅刻・早退は、午前 8 時 20 分までに『BLEND』でご連絡ください。
- ◆病気による欠席が 1 週間以上になる場合は、医師の診断書を提出してください。

2. 忌 引

- ◆忌引は下記の日数までは欠席扱いにはなりません。
ただし、この日数中に休日があっても延長にはなりません。

[父母] (一親等)	7 日
[祖父母・兄弟姉妹] (二親等)	3 日
[曾祖父母・伯叔父母] (三親等)	1 日

3. 見 学

- ◆体育の授業に参加できない場合は、あらかじめ『BLEND』の保健管理で担任に理由を届けてください。

4. 住所・電話番号・氏名等の変更

- ◆所定の届用紙に記入して学級担任に提出してください。
氏名の変更に関しては、新しい氏名による戸籍謄本の添付が必要です。

5. 子どもの人権保護への取り組み

聖徳学園小学校は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

聖徳学園小学校は、教育の提供中に、当学園職員及び養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、各自治体子ども家庭支援課・児童相談所・警察等適切な機関に通告します。

また、保護者（夫婦）同士の意見の対立により、在学することや登校させることに関して意見が分かれた場合は、話し合い、もしくは法律的な解決を速やかに図ってください。それまでは学校として欠席をお願いすることもありますので、ご了承ください。ご両親が保護者の間は、原則的にどちらか一方に寄った対応はできないことをご承知おきください。

Ⅶ. 学校伝染病と出席停止期間について

1. 学校保健安全法施行規則に規定されている学校伝染病に罹患した場合、病気の蔓延を防ぐため登校を控えてください。

2. 治癒し登校の際には、「登校許可書」を提出してください。

(許可書は WEB サイト「在学保護者」よりダウンロードできます。)

* インフルエンザ→「インフルエンザ登校許可書」(保護者様記入)

* 新型コロナウイルス→「新型コロナウイルス登校許可書」(保護者様記入)

* 学校伝染病 (インフルエンザ・新型コロナ以外) →学校所定の「登校許可書」(医療機関で証明を受ける)

* 登校許可書は手数料がかかる場合がありますことご了承ください。

	種類	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱・重症急性呼吸器症候群 (SARS)・ジフテリア・ポリオ ベスト・天然痘・南米出血熱・ラッサ熱・新型インフルエンザなど	治癒するまで

	種類	出席停止期間
第 2 種	☆新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで (幼児は解熱後 3 日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が消失するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで

	種類	出席停止期間
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性結膜炎・急性出血性結膜炎・ コレラ・腸チフス・細菌性赤痢・パラチフス	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	出席停止期間
	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身症状が良ければ
	ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後、登校可 B 型・C 型：出席停止不要
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹のみで全身症状が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は 全身症状が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は 全身症状が改善すれば登校可
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	出席停止不要：プールは避ける
	伝染性軟属腫 (水いぼ)	出席停止不要：多発発疹者はプールでのビート板は避ける
	アタマジラミ	出席停止不要：タオル・ブラシの共有は避ける

Ⅷ. その他

1. 『日本スポーツ振興センター』 災害共済給付制度加入について

児童が学校（登下校時も含む）において負傷した場合、その治療費を補償する傷害保険として、日本独立行政法人『日本スポーツ振興センター』という団体が教育行政の監督下にその業務を行っております。

本校在籍の児童は全員、『日本スポーツ振興センター』の災害共済給付制度に加入しております。（加入費学校負担）

災害共済給付制度の詳細は次の WEB サイトにアクセスしてください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>



2. BLEND について

BLEND を使って、保護者への緊急メール配信をします。

台風・大雪などによる休校や電車の運転見合わせなどもお伝えします。

後日登録用紙をお渡しいたします。

3. 登下校メール配信サービスについて

安全・安心な登下校のため、メール配信サービス『ミマモルメ』に加入していただきます。児童が校門を通った時に登下校をメールで保護者にお知らせし、メールアドレスを4件まで登録できます。

後日登録用紙をお渡しいたします。

4. 学費について

学費・行事費は口座振替となっています。

『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』に、必要事項をご記入ご捺印の上、ご提出ください。

振替予定額等の詳細は、4月初旬に明細をお送りいたします。第1回口座振替は、4・5月（2か月分）を4月下旬に予定しています。

5. 登下校安全カード

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、本校の子ども達のほとんどは帰宅後に地震に直面しました。しかし登下校中に災害に遭遇する可能性は十分に考えられます。その時、子ども達が自ら考えて行動できる手がかりとなるように「登下校安全カード」を配布しています。

登下校中に大地震が起きた場合、カードを見て落ち着いて行動できれば、確実に帰宅したり学校で待機したりできるようになるはずです。

また、2013年10月1日より「登下校時の緊急避難校ネットワーク」の運用が始まりました。これは、登下校中に大地震が起きて電車やバスが止まり、学校や自宅にたどり着けなくなってしまった児童・生徒が、近くにある東京・神奈川の私立小学校・私立中学校・私立高校に避難できるシステムです。避難すると、その所在と安否が在籍校に入ります。

事前に家から学校までの通学路（通る駅）周辺にある私立学校を調べ、その所在地を確認しておきましょう。

カードには、【ご家庭より】の欄を設けてあります。災害時の待ち合わせ場所などを必ず記入してください。また、通信機器が利用できない状況も想定されます。連絡方法と合わせてお子さまにお話してください。周知のことと存じますが、携帯電話より固定電話の方が繋がりやすく、メールも携帯電話よりパソコンの方が届きやすいそうです。

記入後はクリアケース等に入れて、ランドセルに常備するようお願いします。このカードは内容に変更がない限り卒業まで使用する予定です。学年欄の数字に○をつけ、順次繰り上げていってください。万が一紛失した場合や待ち合わせ場所を変更した場合には学級担任にご連絡ください。

6. 予防接種について

- ◆集団生活において、伝染病の予防は自分自身と周りの健康を守るために重要な課題で、その効果的な対策として予防接種があります。

予防接種には、費用助成がある「定期接種」と費用が自己負担の「任意接種」とがあります。

どちらも、予防接種の有効性・副反応などを理解したうえで、最終的には保護者が「受ける」「受けない」を判断することになります。

学校での集団接種はいたしませんので、予防接種を希望される方は、かかりつけ医などでの個別接種をお願いいたします。

7. 学校への連絡について

- ◆学校への連絡は、BLEND の「保健管理」をご使用ください。
- ◆電話連絡の際、担当教員が授業中及び会議中の場合は事務室において伝言をお受けします。
ただし、緊急を要する場合は、その旨お申し出ください。
- ◆児童宛の電話は受け付けておりません。緊急の場合は学級担任に用件をお伝えください。
なお、緊急の用件で児童を下校させる場合は、学校から改めて確認の電話をいたします。
(ご両親以外の方が直接迎えに来られた場合も同様です。児童の安全確保のためにご協力ください。)
- ◆学校への電話連絡の受付時間は、8 時 00 分から 18 時までです。

8. 知能テストについて

- ◆お子さんの知能の発達状況を調べるために各年度 1 回知能テストを実施します。結果は実施した学期の評価面接時にお知らせします。

9. アフタースクールについて

- ◆学童クラブや児童館を運営する「株式会社セリオ」に業務委託しています。放課後から 19 時までの預かり、長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）の預かりを行っています。

10. 課外教室について

- ◆放課後に行う 4 つの課外教室があります。いずれも有料です。
【ECC 英語教室】入室ご希望の方は後日配布する体験レッスンのお知らせをご覧ください。
【STEAM キャンパス】入室ご希望の方は後日配布する体験レッスンのお知らせをご覧ください。
【剣道教室】入室ご希望の方は受付でお知らせください。
【美術教室】高学年児童優先で実施しています。入室募集の際にお知らせいたします。

11. 聖徳学園中学校 内部推薦入学について

聖徳学園中学に単願入学希望の家庭向けに内部推薦入学制度があります。詳しくは年1回実施しています。内部生向け聖徳学園中学説明会にご参加ください。

12. 保護者の「入校証」着用について

児童の安全管理の充実を図るために、「入校証」の着用をお願いします。

1. 学園内では必ず着用してください。
2. 「入校証」は、一家族2枚配布します。行事等、ご家族で来園の際は各自お付けください。
3名以上で来園される場合は、受付にお越しください。
3. 「入校証」の書き方は、見本に従って太マジックペンでお書きください。
クラスは新年度にお知らせします。

見 本

《表》

	聖徳学園	SHOTOKU GAKUEN
入 校 証		
クラス名		
しょう とく		
聖 徳		

《裏》

クラス名	
しょう	とく
聖	徳

★★★★★ 名札は両面から見えるようにしてください ★★★★★

IX. 入学までに身につけておいてほしいこと

1. 基本的な生活習慣を身につける

- ◆決められた時刻に起床・就寝すること
- ◆一人で更衣・歯みがき・用便ができること
 - *（男子の場合）小便のとき、立って用を足せるようにしてください。
 - * 大便のとき、ズボンやパンツを全部脱がずにできるようにしてください。
- ◆食事の前に手を洗うこと
- ◆決められた時間内に食事ができること（昼食の時間は20~40分位）
- ◆名前を呼ばれたら「ハイ」と返事ができること
- ◆自分の名前が読み書きできること
- ◆両親の名前・自分の名前・住所・電話番号・学校名をはっきり言えること
- ◆「おはようございます」「さようなら」などのあいさつができること
- ◆「ありがとうございます」「ごめんなさい」などのお礼や謝罪の言葉が言えること
- ◆友達となかよく遊べること
- ◆自分の考えたこと・思ったことをはっきり言えること
- ◆外出する際は行く先を告げてから出かけること

2. 社会的なルールを身につける

- ◆善悪の判断ができること
 - * 「これは人に迷惑をかけるから悪いことだ」
 - 「これは危ないからやってはいけないことだ」などの判断ができるように、日常生活の場面場面を想定して具体的にご指導ください。
- ◆公衆道徳
 - * 交通安全のきまりや、公共の場・車内におけるマナーを守るように繰り返しご指導ください。
 - * 登下校のルール、極端にマナーが守れない場合、保護者の送り迎えをお願いしています。

聖徳学園小学校学則（抜粋）

第1章 総 則

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の精神に基き、我国文化の祖聖でおわします聖徳太子の教学の精神を尊重して、将来我国の平和的文化的社会の形成者となるべき児童の心身の健全なる発達に注意し、特に宗教的情操の啓発をはかって、知、情、意のかねそなわりたる円満なる人格者を育成することを期し、それに必要な初等普通教育を施すことを以て目的とする。

第2章 修学年限、学年、学期及び休業日

第2条 本校の修学年限は6ケ年とし、学令期に達した児童を修学せしめる。

第3条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 1月1日より3月31日まで

第3章 教育課程及び授業日時数

第8条 本校の授業日数は各学年190日程度とする。

第6章 入学、転学、退学、休学、及び卒業

第18条 入学志願者は、入学願書に入学選考料を添えて校長に願い出なければならない。

第19条 入学を許可された者の保護者は、指定の期間内に所定の誓約書を校長に提出しなければならない。

第20条 転学、または退学しようとする者は、その事由を明記した転学願または退学願をその保護者より校長へ提出しなければならない。

第21条 本校児童で一旦退学した者が1年以内に再び入学を願い出た場合は、原学年以下の学年に限り入学を許可することがある。

第22条 病気またはやむを得ない事情で引き続き7日以上欠席しなければならない者は、その事由を記した欠席届を、かつその欠席が3ヶ月以上にわたる場合には休学届を、その保護者から校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 病気の場合には必ず医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の期間は1年以上にわたることはできない。この場合は自然退学とする。また学年の途中で休学した者は、学年末においてその学年の終了は認定されない。

第23条 休学の解除は、その休学を必要とする事由のなくなったことを明記した休学解除願を校長に提出しなければならない。

休学の理由が病気であった場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

第24条 校長は、本校終了年限6ケ年の教育課程を終了した者に対して卒業証書を発行する。

第7章 授業料、入学金及び選考料その他

第25条 本校の授業料、入学金及び選考料その他は次の通りとする。(2026年度)

授業料	(月額)	¥	62,500
入学金		¥	400,000
選考料		¥	30,000
施設拡充費		¥	220,000
図書費	(月額)	¥	900
実験実習費	(月額)	¥	2,000
ICT推進費	(月額)	¥	3,500 (タブレット端末未導入学年)
ICT推進費	(月額)	¥	5,000 (タブレット端末導入学年)
冷暖房費	(月額)	¥	1,500
保健衛生費	(年額)	¥	7,000
知能検査料	(年額)	¥	10,000

第26条 児童が在学中は、出席の有無にかかわらず、授業料等の学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 本校に入学許可を受けた者は、その学年にかかわらず所定の金額を指定の日までに納入しなければならない。

第27条 校舎、校具、その他学校の器物を破壊したり、また損傷したり、またはそれを紛失したりした場合は、そのときの事情と程度により現品またはその代価の一部、または全部を弁償させることがある。

第8章 賞 罰

第28条 校長は、教育上必要と認めるときは児童に賞状、または賞品を授与してこれを表彰し、また訓告、退学を命じてこれを罰することができる。

第29条 校長は、児童が次の項にふれる場合には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者。
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他小学校児童としての本分に反した者。

学校のきまり

- 一、登校の時間を守り決められた通学路に登校する。
- 一、登校・下校は制服を着用する。
- 一、電車やバスなどの交通機関を利用する者は、車内・駅などでのルールを守り、他の人の迷惑とならないようにする。
守れない場合には、保護者同伴で登下校する。
- 一、登校後はすぐに学習着に着替え、始業の準備をする。
- 一、授業の準備は休み時間中に行い、チャイムの合図と共に学習に入れるようにする。
- 一、昼休みは各施設のきまりを守り、学年ごとに定められた場所で活動する。
- 一、危険な品物、その他学校の指定した品物は持っていない。
- 一、所持金は必要以上持っていない。高額の手持金については担任に連絡をし、許可を得る。
- 一、定められた最終下校時刻までに下校する。理由があつてその時刻を過ぎて校内に残る場合は担任に申し出る。

